

レジオネラ症を防ぐために ～衛生管理の徹底のお願い～

レジオネラ属菌の繁殖原因となる『生物膜(ぬめり)』の発生を防ぐため、適切な清掃・消毒の徹底が不可欠です。お客様の安全・安心な入浴環境を守りましょう。

1 レジオネラ症防止のための衛生管理

A. 管理体制の確立と記録の徹底(義務)

遊離残留塩素濃度の測定結果及び水質検査結果は検査日から3年間保管してください。

B. 循環式浴槽の運用ルール(義務)

- 循環式浴槽に湯水があるときは、ろ過器および消毒装置を常に作動させてください。
- 【消毒】 残留塩素濃度を頻繁に測定し、1L中0.4mg程度を常に保ってください。
- 【貯湯槽】 定期的に生物膜の状況を監視し、清掃及び消毒を行ってください。
- 【ろ過器・配管】 週1回以上、ろ過器は逆洗浄を行い、配管は適切な消毒方法で生物膜を除去してください。
- 【集毛器】 毎日清掃・消毒を行ってください。
- 【気泡発生装置】 内部に生物膜が形成されないように、定期的に清掃及び消毒を行ってください。

C. 日常の清掃と完全換水(義務)

- 浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保ってください。
- 浴槽水は原則毎日換水してください。消毒装置がある場合も、週1回以上の完全換水と浴槽清掃が義務付けられています。
- 浴槽、洗い場、脱衣場などは毎日清掃・随時消毒してください。
- 洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合は、定期的に清掃してください。

推奨事項

水位計配管・連通管
滞留水により生物膜が定着しやすく、洗浄剤が届きにくいいため、洗浄・消毒を推奨します。



2 定期的な水質検査(レジオネラ属菌検査)(義務)

対象	実施頻度	基準値
水道水以外を使用した上がり用湯水及び毎日換水する浴槽水	1年に1回以上	検出されないこと (10 CFU/100mL未満)
連日使用する浴槽水(塩素消毒有)	1年に2回以上	検出されないこと (10 CFU/100mL未満)

※検査結果が基準を満たさない場合は、速やかに松江保健所に届け出てください。
上記の内容を記載した自主管理手引書・点検表を作成し、全従業員に周知してください。